

監 事 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 1 4 日

学校法人 京都産業大学
評議員会 御中

学校法人京都産業大学

監 事 矢 野 博

監 事 西 本 清 一

監 事 長谷川 正 治

私たち監事は、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人京都産業大学寄附行為（令和 6 年 4 月 1 日施行）第 14 条の規定に基づき、学校法人京都産業大学の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人京都産業大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。また、計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以 上

監 事 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 1 4 日

学校法人 京都産業大学
理 事 会 御中

学校法人京都産業大学

監 事 矢 野 博

監 事 西 本 清 一

監 事 長谷川 正 治

私たち監事は、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人京都産業大学寄附行為（令和 6 年 4 月 1 日施行）第 14 条の規定に基づき、学校法人京都産業大学の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人京都産業大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。また、計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以 上